**五條市病害虫被害木整備事業の手引き**

令和６年４月　五條市役所農林政策課

最終改正：令和５年９月

**１．手引きについて**

　この手引きは、五條市病害虫被害木整備事業の実施の流れや、必要となる書類等についてまとめたものです。

　いくつか長い単語がありますので、この手引きでは以下のように省略します。

五條市病害虫被害木整備事業　　　　　　　　　　　　　　　　 → 事業

五條市病害虫被害木整備事業補助金　　　　　　　　　　　　　 → 補助金

五條市病害虫被害木整備事業補助金交付要綱　　　　　　　　　 → 要綱

五條市病害虫被害木整備事業補助金交付要綱に規定する様式　　 → 様式

病害虫による被害を受けた立木　　　　　　　　　　　　　　　 → 被害木

伐採及び伐採後の造林の届出書　　　　　　　　　　　　　　　 → 伐造届

　この手引きと要綱等をご覧いただいたうえで、ご不明な点等ありましたら、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

問合せ先

五條市役所農林政策課　森林係

電話番号：０７４７－２２－４００１（内線３９０）

メール：shinrin@city.gojo.lg.jp

**２．事業の概要**

　ここでは、事業を大まかに解説します。詳しくは後述する項目か要綱をお読みください。

＜事業の説明＞

事業の内容：被害木の伐倒と伐倒後の処理について補助します。

補助率等：補助率は１/２で、補助金の上限額は被害木１本あたり１０万円です。

対象者：被害木の所有者か、所有者から施業の同意を受けた者です。

※見積書を出してもらった業者が対象者にはなれません。

※庭に生えてある木や、生業（造園業等）のために育成している木については対象になりません。

※枯損の状態がひどく、病害虫の痕跡等を確認できない場合は、補助の対象になりません。

※果樹は対象にはなりません。

※被害木等の搬出を実施するときは、五條市林産物加工施設に搬入し、収入が生じたときは、事業費からその額を差し引かなければなりません。

＜大まかな流れ＞　黒字：申請者が行うこと　赤字：市が行うこと

〇伐倒したい被害木を発見

↓

〇申請をする前の準備（**３．補助金を申請する前に**を参照）

↓

〇交付申請（**４．補助金の交付申請**　を参照）

●事前着手承認申請（**５．事前着手の申請**　を参照）

↓

〇交付決定通知書（**６．補助金の交付の決定**　を参照）

↓

〇事業の実施

↓

●概算払い（**８．補助金の概算払**　を参照）

●事業計画の変更（**９．事業内容の変更**　を参照）

●中止または廃止の申請（**１０．中止・廃止の申請**　を参照）

↓

〇実績報告（**１１．完了実績報告**　を参照）

↓

〇検査等（以下は**１２．完了実績報告後の流れ**　を参照）

↓

●不合格であった場合の処置

〇額確定通知（検査に合格した場合）

↓

〇請求書の提出

↓

〇支払い

※〇は必ず、●は必要に応じて手続きを行います。

**３．補助金を申請する前に**

　補助金の申請書を提出いただく前に、次の点について確認をお願いします。

①伐造届の提出が必要かどうか

②他の法律等で規制がかかっていないか、手続きは終わっているか

③市及び県の職員の森林への立ち入りについて

④業者からの見積書をとっているか

⑤被害木を搬出する際の規定について

①の伐造届の提出が必要かどうかは次の方法で確認してください。

＜確認項目＞

Ⅰ．奈良県の地域森林計画の対象となっているかどうか。

　対象でなければ、伐造届は不要です。対象であればⅡ．に進んでください。

Ⅱ．伐造届が必要なものかどうか。

　伐造届が必要であれば、伐造届の提出をお願いします。

※伐造届は伐採開始前の３０～９０日前までに提出必要がありますので、お早めに確認お願いします。

＜確認方法＞

Ⅰについては、次のいずれかの方法で確認可能です。

　・市の窓口にお越しいただき、備え付けてある図面で確認。

　・位置図を送付していただき、こちらで対象か確認。

※位置図はgoogle map等でも大丈夫です。ただし、公図等の位置関係しか分からない書類はダメです。

※位置図等を送付していただく際は、折り返し用の連絡先を必ずご記入ください。

Ⅱについては、産業振興課の窓口に来ていただいての相談又は電話での相談になります。

※伐造届の事務は県の担当であり、市の窓口に県の職員がいますので、そちらとご相談ください。

②については、産業振興課では森林法以外の規制に関しては把握していませんので、各自でお調べください。

③についてですが、伐造届の相談時、交付申請時、検査時等に申請していただいた森林に市及び県の職員が立ち入ることになりますのでご了承ください。了承いただけない場合は、補助金を受けることができません。

④について、見積書をもらう際は次の点に気を付けてください。

Ⅰ．伐倒する被害木の本数、施業内容等を明記してもらってください。

Ⅱ．病害虫の被害を受けていない健全木を支障木として伐倒する場合は、被害木と本数を分けて、それぞれの本数が分かるようにしてもらってください。

Ⅲ．施業前、施業中、施業後の写真を撮影し、申請時等に提出していただく必要がありますので、撮影を業者に頼むのであれば、事前に伝えておいた方がいいと思います。

⑤について、搬出場所は五條市林産物加工施設に限定されています。また、搬出して利益が出た場合は、事業費からその額を差し引くことになります。

なお、クビアカツヤカミキリ等、病害虫の中には特定外来生物に指定されており、運搬の要件が規制されていることがありますので、搬出を検討される際はそちらも併せて確認するようにしてください。

**４．補助金の交付申請**（要綱第６条）

　補助金の交付を受けたいときは、次の書類を提出してください。なお、市で確認したのちに、修正等をお願いすることがありますので、期間に余裕をもって提出してください。

・補助金交付申請書（様式第１号）

・事業計画書（様式第２号）

・収支予算書（様式第３号）

・見積書

・事業実施前の現場写真（被害木の本数が分かるように撮影してください。）

・施業場所が分かる図面

・被害木の所有者から同意を得たことを証する書類（自己所有の場合は不要）

・その他市長が必要と認める書類

**５．事前着手の申請**（要綱第８条）

　基本的には、補助金の交付申請後、後述する補助金の交付決定を受けてから事業開始という流れになります。ただ、緊急の場合等、交付決定が来るまで待っている時間がない場合などにこの申請を行ってください。

・事前着手承認申請書（様式第５号）

・その他市長が必要と認める書類

**６．補助金の交付の決定**（要綱第７条）

　市へ交付申請を提出した後、市が確認し、適当だと認めた場合に補助金交付決定通知書（様式第４号）を申請者に送付します。

　交付決定時に条件等を付与することがありますが、事前着手承認申請を行った場合も、条件に従ってください。

**７．申請の取下げ**（要綱第９条）

　申請書を提出したけれど、やっぱり事業をやめたいというときは、交付決定通知を受けた日から１０日以内に書面を提出してください。

**８．補助金の概算払**（要綱第１０条）

　交付決定後、市長が必要と認めた場合、概算払を行います。事業が完了していなくても、先にお金を申請者に渡すというものです。

　概算払を希望される場合は、概算払請求書（様式第６号）を提出してください。

※必ず認められるわけではありません。

**９．事業内容の変更**（要綱第１１条）

　事業の内容（被害木の本数等）を変更したいときに次の書類を提出してください。

・変更承認申請書（様式第７号）

・変更後の申請額の根拠になる書類

※予算には限りがあるので、増額の変更については承認できない可能性があります。

**１０．中止・廃止の申請**（要綱第１２条）

　事業を実施していたが、中止もしくは廃止する必要が出てきた際は、中止（廃止）承認申請書（様式第８号）を提出してください。

**１１．完了実績報告**（要綱第１４条）

　事業が完了した場合は、次の書類を提出してください。

・完了実績報告書（様式第９号）

・収支決算書（様式第１０号）

・支出状況を確認できる通帳及び領収書、搬出に係る伝票等、事業に要した費用のわかる書類（原本）

・施業中、施業後の写真

・その他市長が必要と認める書類

※書類は原本を確認後コピーし、原本をお返しします。

※施業中、施業後は同位置から同方向、同角度で撮影したものである必要があります。

**１２．完了実績報告後の流れ**（要綱第１５条）

　完了実績報告提出後は、市が書類及び現地の検査を行います。検査の結果問題がなければ、額確定通知書（様式第１１号）で通知しますので、請求書（様式第１２号）を提出してください。

※検査に不合格だった場合は、市から連絡します。

**１３．事業実施後**

　事業を実施し、補助金の交付を受けた後、次の点に気を付けてください。

・事業を実施した森林が、地域森林計画の対象民有林であった場合、事業実施年度の翌年度の初日から起算して５年以内に森林を他の用途に転用しないでください。転用した場合は補助金を返還していただきます。

・事業に関係する見積書や書類等の原本は、事業実施年度の翌年度の初日から起算して５年間整備、保管してください。

・この事業は森林環境譲与税（令和６年度からは森林環境税）という国の税金が財源ですので、国の会計検査の対象になります。検査時は検査会場にお越しいただき、場合によっては説明や現場立ち会いなどを行っていただく可能性があります。

改正経緯等

　令和５年　９月　５日　改正

　　・事業の概要に、補助の対象にならないものを追加しました。

　　・市の検査後の流れを追加しました。